

平成 28 年 12 月 14 日

門真市長 宮本 一孝 様

大東市●●●●●●●●
西 政道

本日、労働基準監督署に私の解職、身分等について相談した結果、労働基準監督署より、労働災害部分を除いて、労働基準法が適用されるため、解職に当たっては、労働基準法第 20 条の違反に該当するので、解雇予告手当を請求することができる旨の指導を受けました。

そこで、下記の内容で請求いたしますので、速やかに対処されますようお願い申し上げます。

記

- 1 法令に基づき解雇予告手当 18 日分を支給すること。
- 2 平成 29 年 1 月 18 日までに支払うこと。
- 3 振込先は従来 of 報酬の振込先とすること。

なお、このことが履行されない場合には、労働基準監督署に申立てを行うことを申し添えます。

以上